



鳥取県公報

平成14年 2月19日(火)
第 7 3 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (77) (健康対策課) 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (78) (") 2
	県営土地改良事業計画の変更 (2件) (79・80) (耕地課) 2
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (81) (") 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (82) (会計課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (83) (") 3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (27) 4
監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (1) 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (9件) (管理課) 5
正 誤	平成14年 2月14日付鳥取県公報号外第13号中訂正 (病院局総務課)26

告 示

鳥取県告示第77号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団林原医院塩屋分院	東伯郡赤碕町大字赤碕1566	平成13年12月4日
まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町二丁目143	平成13年12月26日
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目256 - 1	平成14年 1月4日
川田内科医院	米子市皆生温泉一丁目4 - 1	平成14年 1月30日
オリーブ薬局	米子市車尾305 - 31	平成13年12月21日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135 - 1	平成14年 1月1日
なのはな薬局	西伯郡岸本町大原930 - 2	平成14年 1月4日
おおくに調剤薬局	西伯郡西伯町倭397 - 20	平成14年 1月11日
調剤薬局ユース	米子市東福原六丁目1 - 2	平成14年 1月21日

鳥取県告示第78号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目143	平成13年12月25日
医療法人福島医院	境港市中町93	平成13年12月31日
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目256 - 1	平成14年 1月 4日
川田内科医院	米子市上福原1848 - 1	平成14年 1月30日
佐野薬局	米子市上後藤二丁目 3 - 6	平成13年12月25日

鳥取県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業御陵地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月20日から20日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営一般農道整備事業東高尾第2地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間
平成14年 2月20日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
大栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第81号

江府町が行う土地改良事業に係る久連地区（第2工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成14年 2月20日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
江府町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第82号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
434	株式会社山陰合同銀行 内浜支店	名 称	株式会社山陰合同銀行 内浜支店	株式会社山陰合同銀行 内浜出張所	平成14年 2月18日
435	株式会社山陰合同銀行 境西支店	名 称	株式会社山陰合同銀行 境西支店	株式会社山陰合同銀行 境西出張所	〃
532	株式会社山陰合同銀行 北条支店	名 称	株式会社山陰合同銀行 北条支店	株式会社山陰合同銀行 北条出張所	〃

鳥取県告示第83号

次のとおり鳥取県収入証紙小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成14年 2月17日	鳥取市材木町226	株式会社山陰合同銀行 鳥取北出張所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

平成14年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年 2月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 日時 平成14年 2月20日 (水) 午後 2時15分
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 議題
 - 鳥取県議会議員補欠選挙について
 - その他

監査委員公告

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成12年度に係る監査結果(平成13年鳥取県監査委員公告第4号)に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成14年 2月19日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 中 尾 享
鳥取県監査委員 湯 原 俊 二

農林水産部畜産課

1 監査結果

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項に規定する監視伝染病の発生を予防するための検査を行った旨の証明書の交付手数料について、鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)に規定して徴収すべきところを、同条例に規定していなかった。

2 講じた措置

平成13年12月鳥取県議会において、平成14年1月1日から証明書の交付手数料が徴収できるよう鳥取県手数料徴収条例の一部改正を行った。

農林水産部耕地課

1 監査結果

県営土地改良事業負担金・分担金の収納について、各地方農林振興局に対する指示が遅れたことにより、調定及び収入の時期が遅延していた。

2 講じた措置

県営土地改良事業負担金・分担金の収納事務については、平成12年度より各地方農林振興局等へ権限を移譲していることから、各地方農林振興局等が当該事務について、適正に処理を行うよう指導した。

郡家土木事務所

1 監査結果

土砂採取許可において、採取料が徴されていないものがあった。

2 講じた措置

今回指摘のあった件については、関係者と協議のうえ、平成13年5月21日に全額徴収した。

今後は、許認可等申請文書処理簿の作成の徹底による組織的なチェック体制の確立、許可台帳と収入伺との突合の徹底等により再発防止に努めることとした。

倉吉土木事務所

1 監査結果

港湾施設使用許可において、平成11年度及び平成12年度の2箇年にわたり港湾施設使用許可申請があったにもかかわらず許可をしないまま放置し、港湾占用料の徴収を行っていないものがあった。

2 講じた措置

今回指摘のあった件については、関係者と協議のうえ、平成13年5月28日に全額徴収した。

また、当時の関係職員に注意を行い、現在の関係職員に適切な業務の徹底をした。

今後は、所内研修による資質の向上、許可事務に係る具体的な取扱方法及び年間計画の作成、占用許可台帳の整備、許認可等申請文書処理簿の再整理等により再発防止に努めることとした。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道麻生国府線緊急地方道路整備工事 (橋りょう整備) (3工区)

(2) 工事場所 岩美郡国府町大字岡益及び谷

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により一般県道麻生国府線のうち岩美郡国府町大字岡益及び谷地内における岡益橋の上部工を製作し、及び架設する工事であ

る。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工の製作及び架設

設 計 荷 重 B活荷重

上部工型式 ポストテンション方式2径間連結^{けた}T桁橋

橋 長 L = 54.9m

支 間 長 26.450m + 26.429m

幅 員 全体 W = 11.25m

(内訳 車道 = 3.00m × 2 歩道 = 3.50m × 1)

平 面 線 形 直線

架 設 工 法 クレーン架設

(5) 工 期 平成14年3月から平成15年1月31日まで

(6) 予定価格 148,576,050円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と、県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 県外に本店を有する者にとっては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

エ 県内に本店を有する者にとっては、入札参加資格のうち一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,090点以上であること。

オ 平成14年2月19日 (火) から同月28日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 平成4年度以降に、工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋 (道路橋に限る。) 上部工の^{けた}製作か

ら架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したのものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年2月19日（火）から2月28日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）

米子市菟町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものと

する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般県道青谷（T）井手線道路改良工事（1工区）
- (2) 工事場所 気高郡青谷町大字青谷
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般県道青谷停車場井手線における道路改良工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

延 長	L = 190.0m
幅 員	W = 7.0 (17.0) m
道 路 土 工	路体盛土 433m ³
地 盤 改 良 工	粉体噴射かくはん 1,262本（2軸 1000 打設長20.7m） 粉体噴射かくはん 224本（単軸 1000 打設長20.5m）
舗 装 工	上層路盤 1,042m ² 表 層 1,042m ²

- (5) 工 期 平成14年3月から平成14年10月31日まで
- (6) 予定価格 258,481,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ

場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年2月19日（火）から同月28日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

ウ 平成4年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している粉体噴射かくはんによる地盤改良工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

エ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者その他の技術者（以下「技術者」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者として施工管理したものに限る。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年2月19日（火）から同月28日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立倉吉農業高等学校環境実習棟新築等工事（A工区建築）
- (2) 工事場所 倉吉市大谷
- (3) 工事内容
ア 本件工事は、県立倉吉農業高等学校の環境実習棟等の整備を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定のB工区建築工事、電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する。

(4) 工事の詳細

環境実習棟 鉄筋コンクリート造 3階建

建築面積 993.68㎡

延べ床面積 2,094.10㎡

(5) 工 期 平成14年3月から平成15年2月28日まで

(6) 予定価格 391,959,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

(5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書(以下「資格決定通知書」という。)に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に新設合併又は吸収合併をし、かつ、当該新設合併に伴う登記をした日又は当該吸収合併をした日若しくは当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(以下「合併時経審」という。)を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。

(6) 平成14年2月19日(火)から同月26日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 平成13年4月1日(日)からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(9) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成4年度以降に、工事が完成し、引渡し完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成14年2月19日(火)から同月26日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午

後 4 時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町 2	鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立農業大学校女子寮新築工事 (建築)
- (2) 工事場所 東伯郡関金町大字大鳥居
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、県立農業大学校の女子寮を新築するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する。

(4) 工事の詳細

ア 女子寮 鉄筋コンクリート造3階建

建築面積 401.19㎡

延べ床面積 913.72㎡

イ 渡り廊下 木造平屋建

建築面積 82.80㎡

延べ床面積 82.80㎡

(5) 工 期 平成14年3月から平成15年2月28日まで

(6) 予定価格 256,419,450円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

(5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書(以下「資格決定通知書」という。)に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に新設合併又は吸収合併をし、かつ、当該新設合併に伴う登記をした日又は当該吸収合併をした日若しくは当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(以下「合併時経審」という。)を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。

(6) 平成14年2月19日(火)から同月26日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 平成13年4月1日(日)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(9) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成4年度以降に、工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成14年 2月19日 (火) から同月26日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9時から午後 4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町 2	鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 工 事 名 燕趙園屋根葺替及び彩画補修工事
- (2) 工事場所 東伯郡東郷町大字引地
- (3) 工事内容

本件工事は、燕趙園の屋根のふき替え及び彩画を補修するものである。

- (4) 工事の詳細

ア 屋根ふき替え (15棟)

にしすいかもん ちょうちてい いちらんてい がりゅうろう げいすいぼう ちしゅんてい さんけいけん ひがしすいかもん しめんかふうしゃ ひがしはいでん へいえき
西垂花門、眺池亭、一覽亭、臥龍廊、迎水坊、知春亭、三景軒、東垂花門、四面荷風射、東配殿、影壁、
えんちょうもん かかどう にしはいでん ちょうけん
燕趙門、華夏堂、西配殿及び聴雨軒

イ 彩画補修 (18棟)

にしすいかもん ちょうちてい いちらんてい がりゅうろう ちしゅんてい さんけいけん ひがしすいかもん しめんかふうしゃ ちょうろう ひがしはいでん えんちょうもん
西垂花門、眺池亭、一覽亭、臥龍廊、知春亭、三景軒、東垂花門、四面荷風射、長廊、東配殿、燕趙門
とうろう えんちょうもん かかどう にしはいでん えんちょうもんさいろう えいせいけんろう ちょうけん いんようろう
東廊、燕趙門、華夏堂、西配殿、燕趙門西廊、衛生間廊、聴雨軒及び陰陽廊

- (5) 工 期

平成14年3月から平成16年12月20日まで (第1期指定工事部分は平成14年3月から平成15年1月31日まで、
第2期指定工事部分は平成14年3月から平成16年1月31日まで、第3期指定工事部分は平成14年3月から平
成16年12月20日まで)

- (6) 予定価格 438,429,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書 (以下「資格決定通知書」という。) に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に新設合併又は吸収合併をし、かつ、当該新設合併に伴う登記をした日又は当該吸収合併をした日若しくは当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (以下「合併時経審」という。) を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。
- (6) 平成14年2月19日 (火) から同月26日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (9) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - イ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成14年 2月19日 (火) から同月26日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9時から午後 4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町 2	鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 工 事 名 一般国道180号道路改良工事 (橋りょう上部工)
- (2) 工事場所 米子市吉谷
- (3) 工事内容 本件工事は、一般国道180号のうち米子市吉谷地内における橋りょう上部工の製作及び架設を行うものである。
- (4) 工事の規模、構造等
橋りょう上部工の製作及び架設
設 計 荷 重 B活荷重
上部工型式 2径間連続非合成^{けた}ばん桁橋
橋 長 L = 72.0m
幅 員 W = 7.0 (12.0) m
平面図形 直線橋
架 設 工 法 クレーン架設
- (5) 工 期 平成14年3月から平成15年3月25日まで
- (6) 予定価格 121,865,100円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県外に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 鋼構造物工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- (5) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (6) 平成14年2月19日 (火) から同月28日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (8) 平成4年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している連続^{けた}鋼桁橋 (道路橋に限る。) 上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (9) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
 - イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - ウ 鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付
技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年 2月19日（火）から同月28日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9時から午後 4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎 5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町 2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）である。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第15条で定める最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 加茂川広域基幹改良工事（橋梁上部工）
- (2) 工事場所 米子市石井
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により加茂川に架

かる市道石井青木線の石井大橋橋りょう上部工を架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工の架設

上部工型式 ポストテンション方式PC単純中空床版

橋 長 L = 25.10m

支 間 長 24.2m

幅 員 全体 W = 10.750m (内訳 車道W = 7.25m、歩道W = 2.5m)

平面線形 曲線橋

架設工法 架設^{けた}術架設工法

(5) 工 期 着工の日から260日間

(6) 予定価格 73,906,350円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

エ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,090点以上であること。

オ 平成14年2月19日 (火) から同月28日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 平成4年度以降に工事が完了し、引渡しの完了しているPC橋 (道路橋に限る。) 上部工^{けた}の製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年2月19日（火）から同月28日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市菟町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とす

る。

- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 契約締結の制限
この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立境港工業高等学校体育館改築等工事 (建築)
- (2) 工事場所 境港市竹内町
- (3) 工事内容
ア 本件工事は、県立境港工業高等学校体育館等を改築するものである。
イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 工事の詳細
ア 体育館 鉄骨造平屋建
建築面積 2,254.05㎡
延べ床面積 2,051.49㎡
イ 渡り廊下 鉄骨造平屋建
建築面積 165.90㎡
延べ床面積 165.90㎡
- (5) 工 期 平成14年3月から平成14年12月15日まで
- (6) 予定価格 443,649,150円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

- (5) 入札参加資格告示5による資格決定通知書(以下「資格決定通知書」という。)に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。ただし、平成12年10月1日以降に新設合併又は吸収合併をし、かつ、当該新設合併に伴う登記をした日又は当該吸収合併をした日若しくは当該吸収合併に伴う登記をした日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(以下「合併時経審」という。)を受けている者にあつては、合併時経審の結果における建築一式工事の総合評点と資格決定通知書に記載された一般建築工事における主観点数の合計が1,030点以上であること。
- (6) 平成14年2月19日(火)から同月26日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成13年4月1日(日)からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (9) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成4年度以降に、工事が完成し、引渡し完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成14年2月19日(火)から同月26日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)
米子市糺町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年2月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道米子大山線防雪工事（地域戦略プラン）（2工区）

(2) 工事場所 西伯郡大山町大山

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、主要地方道米子大山線における防雪に関する工事を実施するものである。

(4) 工事の詳細

防雪工事

施 工 延 長 305.0m

ボーリング削孔工 57本

坑熱交換機設置工 57箇所

機 械 設 備 工 1式

配 管 設 備 工 1式

電 気 設 備 工 1式

ポンプ室設置工 1式

(5) 工期 平成14年3月から平成14年10月25日まで

(6) 予定価格 186,860,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ さく井工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、さく井工事に係るものを有すること。
- エ 平成14年2月19日（火）から同月28日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるさく井工事の総合評点が600点以上であること。
- イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している地中熱源利用融雪装置設置工に係る工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 平成4年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
 - (イ) 主任技術者にあつては、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される水道部門に係る第二次試験において選択科目として上水道及び工業用水道を選択して合格した者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第62条第1項の規定により実施される1級のさく井に係る技能検定に合格した者若しくは同項の規定により実施される2級のさく井に係る技能検定に合格した後にさく井に係る工事に1年以上携わった経験を有する者（以下「第二次試験合格者等」という。）であること。
 - (ウ) 監理技術者にあつては、さく井工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているさく井工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 主任技術者にあつては、第二次試験合格者等であること。
 - (イ) 監理技術者にあつては、さく井工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年 2月19日（火）から同月28日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9時から午後 4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎 5 階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町 2	鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）である。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

(7) 契約締結の制限

この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

正 誤

平成14年2月14日付鳥取県公報号外第13号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
3	27	A原油J I S 1種2号	A重油J I S 1種2号
8	35	鳥取県立中央病院事務部管財課	鳥取県立厚生病院事務部管財課